

災害対策業務と法的思考力

～災害救助法施行令第1条第1項第4号に関わる内閣府事務連絡を例として～

銀座パートナーズ法律事務所代表弁護士／岩手大学地域防災研究センター客員教授
／人と防災未来センター特別研究調査員／気象予報士／博士（法学） 岡本 正



1. はじめに

2023年12月2日、日本災害復興学会2023年度学会大会で、災害復興法理論研究会（座長：山崎栄一関西大学教授）主催の「分科会1：災害復興及び大規模災害時特有の法原理・原則」が開催され、筆者はパネリストの一人として「災害対策実務で問われる法的思考力について考える—創設12年災害復興法学のすすめ—」と題する報告を実施した。本稿では、まず同報告のベースとなる先行研究について簡潔にまとめる。そのうえで、特に基礎自治体や都道府県の実施する災害対策業務においては、「法的思考力」を備えた人材の存在が不可欠であり、またその育成が急務であることを論じる。

2. 災害対策業務と法的思考力の具体例

（1）法的思考力とは

法的思考力とは、かつて東京大学教授の末弘厳太郎先生が「法律的に物事を考える力」のことを「物事を処理するに当って、外観上の複雑な差別相に眩惑されることなしに、一定の基準を立てて規則的に事を考えること」⁽¹⁾と説明されたように、正しい規範を定立してそこに様々な事実関係（物事）を「あてはめ」という法解釈を行い、法律上発生する「効果」を導き出す力のことである。そして、このような三段論法的な論理的思考能力は、いくつかのケーススタディを通じることで訓練によって養うことができる類のものである⁽²⁾。

事実を証拠によって確定し、さらにその事実を法令の条文の特定の文言にあてはめ、効果を導き出すという「法的思考力」のなかで、最もハードルが高く、その熟練度によって差が生じるのは、やはり条文

の特定の文言に「あてはめ」をする能力の部分であろう。筆者は、公益財団法人日本都市センター「都市自治体における法務人材に関する研究会」における成果論文、自著『災害復興法学Ⅲ』（いずれも参考文献を参照）、前述の日本災害復興学会2023年研究大会の報告等において、数量的・定量的に明確な基準がなく、法律の条文の文言の表現からだけでは、一義的に事実関係が明らかになるとは限らない条文の文言—このような抽象的な文言の評価が必要な法律要件を「規範的要件」という—に対するあてはめを必要とする場合に直面したときにこそ、「法的思考力」の熟練度が問われる旨を指摘してきた。例としては、以下の（2）から（5）などが挙げられる。

（2）民法が定める「瑕疵」

民法第717条第1項本文は、「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う」と工作物責任による損害賠償責任を定める。これは不法行為のうち特殊不法行為の類型の1つである。災害関連の事例としては「台風によって自宅屋根の一部が損壊し風に煽られて隣家の屋根や車なども損壊させてしまったが、賠償責任を負うべきか？」などの相談事例が典型例であり、これまでの災害でも多数の事例が確認されている⁽³⁾。この事例では、工作物である自宅の屋根部分の設置や保存に「瑕疵」があるかが争点となる。瑕疵とは「物が通常有すべき品質、性能、性状を有しないこと」とであるとされる。要するに欠陥の有無である。瑕疵はいわゆる「規範的要件」であり、その有無について事実を「あてはめ」て結論を得るには、一つの事情だけではなく、あらゆる関連する事情・事実を列挙し

たうえでそれらを総合的に考慮し、適切にそれぞれの重みを評価した上で、それらが「瑕疵」に該当するかどうかをあてはめていくという総合考慮、すなわち法的思考力をフル回転させることが必要になる。チェックリストで直ちに答えが導き出されたり、(結果的に何らかの数値が決め手になるケースはあったとしても)定量的に一目瞭然な基準が設けられたりしているというわけではないのが特徴である。それどころか、前提となる事実関係それ自体も、専門家による鑑定や検証によってはじめて明らかになるような場合もあるため、当事者が主張する事実だけを頼りに直ちに結論を導くことは難しいと言わざるを得ない。すなわち、「瑕疵」について被災地で当事者同士の紛争が起きている場合には、法律上の紛争解決に関する専門的知見やアドバイスが不可欠であることを意味する。この場合、自治体職員としては、瑕疵の判断には高度な法的思考力が必要で、かつそのような能力を駆使しても必ずしも明確な結論がでるわけではないことを理解し、紛争解決への橋渡しをすることが求められるといえる。例えば弁護士会がこれまで実施してきた弁護士会の「災害ADR」(裁判外紛争解決手続)⁽⁴⁾や弁護士による無料法律相談窓口への誘導を速やかに実行することが最善策ということになる。

(3)「よって」「より」等の相当因果関係

相当因果関係とは、「当該原因から結果が発生することが社会通念上相当であること」をいう。災害関連の法令では、災害弔慰金法第3条第1項が、「市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、条例の定めるところにより、政令で定める災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる」と定め、一定の要件を満たした災害時における災害弔慰金の支給について規定している。この「災害…により死亡」との文言の部分が、災害と「相当因果関係」が認められる死亡のことを意味している。災害直接死はもちろん相当因果関係が肯定されるし、避難所の環境悪化による持病悪化による死亡等の「災害関連死」

も、事案によって災害弔慰金の支給の範疇になる。「社会通念上相当かどうか」についても、特定の事象を定量的に把握するだけで一律に「あてはめ」ができるわけではない。様々な事象を考慮し、結果への寄与度などを考慮していくことになるため、単なる項目チェックリストや数値の多寡だけで結論が出るというものではない。このため、自治体が災害弔慰金の支給の是非、すなわち災害関連死として自然災害と死亡に相当因果関係があるかどうかを判断するために、弁護士などを中心とした外部有識者らによる災害弔慰金支給審査委員会を組織する運用が行われている。自治体職員としては、これらの外部審査委員会の判断を尊重し、「すでに災害発生から1年以上経過しているので災害弔慰金を支給すべき災害関連死ではないので申請は受け付けない」とか「自死の事案であるので災害弔慰金の請求対象の災害関連死ではない」などといった勝手な判断を決して行ってはならず、申請は原則としてすべて受け入れて外部審査委員会の判断にすべてを委ねる必要がある。法的思考力に対する一定の理解があれば、窓口申請受付業務と、その後の実質的な行政処分としての判断業務については明確に区別しておかなければならないことがわかるのである⁽⁵⁾。

(4) 個人情報保護法が定める「特別の理由」等

個人情報保護法第69条第1項は、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と行政機関の保有個人情報の保護に関する規律を定めている。いっぽう同条第2項本文では、「前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる」ともしており、保有個人情報の利活用の場面も列挙している。例えば、同条第2項第4号は「前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供すること

について特別の理由があるとき」の目的外利用等を認めている。災害対応業務では、自治体が保有している安否不明者の住所や実名を迅速に公表することや、避難所における避難者名簿のうち必要な範囲について本人同意を得ないでの支援団体等への提供すること等などの場面において、「特別の理由があるとき」や「明らかに本人の利益になるとき」に該当するものと判断する必要が出てくる。先述のようにこれらは規範的要件であり、様々な事実について法的思考力に基づき法律に「あてはめ」をする作業が不可欠になる。

これまで自治体が保有する個人情報の取り扱いについては、自治体が個別に定める個人情報保護条例の解釈に委ねられ、個人の生命・身体・財産に関わるはずの事象についても、国はナショナルミニマムとしての統一見解を明確には示してこなかった。2021年の個人情報保護法改正により、自治体の個人情報保護条例が廃止され、個人情報保護法の行政部門のルールへと統合されたことで、国は「特別の理由があるとき」や「明らか本人の利益」と解釈すべき場面について、最低限の指針の策定を迫られることになったのである。1年余りの議論を経て、2023年3月、内閣府(防災担当)により「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が策定・公表されるに至った。同指針では「個人情報の適正な取扱いを図り、人の生命、身体または財産の保護を最大限図るという前提に基づき作成した」という理念が示され、14の具体的事例を掲げて、本人の同意がなくても個人情報(保有個人情報)の提供や公開ができる場面についての解釈方針を示している⁽⁶⁾。このように国が具体例を示した指針を策定したことは、法的思考力を補完して「思考訓練」をするための学習素材が提供されたと捉えることもでき、法的思考力を養う訓練の練習問題としても活用できそうである。

(5) 災害救助法適用の4号基準

災害救助法を適用することで、救助実施市となっている一部の政令市を除いて、救助の実施主体は市町村から都道府県になり、国費による支援も相当手厚くな

る。大規模な災害は勿論のこと、災害救助法を適用すべき災害においては、都道府県は速やかにこれを見極め、災害救助法を適用する必要がある。適用に際しては内閣府(防災担当)や基礎自治体との調整が不可欠であるため、法的思考力に基づく冷静かつ地に足の着いた説得力をもった提言を自治体から国にする必要がある。適用対象となる災害については、災害救助法施行令第1条第1号から第4号までに列挙されており、市町村等の人口規模に応じて一定数以上の住家滅失が生じた災害(第1号から第3号)という定量的基準(住家滅失基準)と、②多数の者が生命又は身体への危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、多数の者が避難して、継続的に救助を必要とする災害(第4号)という定性的基準(4号基準)が定められている。災害対策業務においては、兎にも角にも迅速な災害救助法の適用をふまえた時宜にかなった適切な救助が不可欠であり、4号基準による災害救助法適用を積極的に行う必要がある。国はこれまで再三にわたって4号基準の積極適用を行うよう自治体へ助言を行ってきた経緯がある。ところが、「多数」「危害」「おそれ」「継続的」といった文言への「あてはめ」には、やはり様々な事実を総合的に考慮する法的思考力が不可欠になることから、必ずしも時宜にかなった災害救助法の適用が実現しないケースが相次いでいた⁽⁷⁾。

これを受け、2023年8月31日、内閣府(防災担当)から都道府県と救助実施市に対して、「災害救助法施行令第1条第4号に基づく災害救助法の迅速な適用について」と題する事務連絡(内閣府災害救助法迅速適用事務連絡)が発出された。これらは国から自治体に対する技術的助言(地方自治法第245条の4第1項)だと考えられるが、何をもって「危害」なのか、何をもって「継続的」なのか、という点を、自治体が少しでも判断しやすくすることを念頭においたものである。すなわち、法的思考力を最大限発揮することを補完するガイドラインとしての役割も果たすものと期待される。

ところが、本稿執筆時(2023年12月)において、この内閣府災害救助法迅速適用の事務連絡は、内閣府のウェブサイト公表されていない。これは、せっかくの法的思考力を補完する素材が周知されないまま埋もれてしまうことを意味する。災害救助法の適用の有無は、被災自治体のみならず、それらを支援する民間事業者や市民団体にとっても極めて重要な問題であるため、広く国民に向けて公開され常に関係者が参照できるようにしておかなければならない。災害救助法関係の通知や事務連絡の漏れのない情報公開とアーカイブ化は急務である。なお、2015年3月27日の各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」では、政府各省庁は「所管する法令(法律、政令、勅令、府令、省令、規則)、告示・通達(法令等の解釈、運用の指針等に関するもの)その他国民生活や企業活動に関連する通知等(行政機関相互に取り交わす文書を含む。)の一覧及び全文(法令の全文については、法令データ提供システムの活用を図ることとする。)」などの情報について、「国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供する」とされていることを付言する。

3. 災害救助法の適用を巡る法令構造

(1) 災害救助法が定める法適用要件

災害救助法は、簡単に言えば、法律により行政機関が実施すべき「救助」の内容とその財源の根拠を定めた法律である。災害救助法が適用されるのは「政令で定める程度の災害が発生した市町村」(災害発生市町村)の区域である(災害救助法第2条第1項)。災害対策基本法では、災害対策の主体は市町村となっているが(災害対策基本法第5条)、大規模災害の場合は、都道府県知事又は救助実施市が災害救助主体となるのである。災害救助法を適用するには、都道府県が市町村の意見などを踏まえつつ、自らその適用を判断し、内閣府と調整のうえで告示するというプロセスを

踏む。

(2) 災害救助法施行令

災害救助法第2条第1項の「政令」である災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号は、前述のとおり、第1号から第3号の「住家滅失基準」と第4号の「4号基準」から成る。第4号は具体的には「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること」と定められている。住家滅失基準と4号基準の適用順序や検討順序に優劣は定められていないので、第1号から順番に検討しなければならないということは全くない。住家滅失基準は、定量的基準が明確であり都道府県等が災害救助法の適用の是非を検討する際に疑義が生じることがない。しかし、災害時に直ちに被害状況を確認し、人口規模によっては膨大な住家被害調査を経なければ、住家滅失基準への該当性が判明しないという致命的欠陥がある。そこで、内閣府は「4号基準」による法適用を積極的に行うよう自治体へ促しているところである。

(3) 内閣府令

「災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令」の第2条第1号は、「令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準」として「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」と定めている。結局のところ「4号基準」による災害救助法の発動を判断する場合には、災害によって生じている様々な事情を考慮し、「多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする」かどうかという規範的要件への該当性を判断することになる。

(4) 災害救助事務取扱要領(令和5年6月)

災害救助事務取扱要領とは、実際の災害救助事務について運用方針を記載した内閣府作成の参考資料である。都度更新されていく政府機関による災害救助法コンメンタールのような位置づけである(本稿執筆時は令和5年6月版)。しかし、同要領の記述には注意

が必要である。というのも、内閣府令が定める「多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合」の大規模自然災害の例として「iii M8.0以上の南海トラフ地震発生後(半割れ後)の津波及びその後の大規模地震等発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合」という事例を挙げているからである。これはあまりに極端で限定的な事例であるため、この要領本文に記載された事例だけを読んでも「4号基準」の積極的解釈に至ることは不可能になっている。そこで、さらにページを進めて「参考」欄にある11の事例を読まなければならない。ここには「平成25年2月の連日の降雪により、これを放置すれば住宅の倒壊により多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたため、新潟県は4号に基づく適用を行った」「令和元年9月9日の大府第15号の影響により…9月27日まで電力復旧の見通しが立たない旨の見解を踏まえ、停電によって多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とする41市町村に対し、千葉県は4号に基づく適用を判断した」⁽⁷⁾など、4号基準を積極的に活用した事例が一応は記述されているのである。しかし結局のところ、事例があまりに抽象化されすぎているため、災害救助事務取扱要領の記述からだけでは、今後の災害に備える4号基準の積極活用の具体的なイメージをつかむことは難しい。

(5) 令和5年12月時点の政府説明資料(ポンチ絵)

2020年以降、内閣府(防災担当)は、災害救助事務取扱要領をさらに簡易にまとめた説明スライド集を作成しウェブサイト公表している。本稿執筆時の2023年12月現在の説明スライド「災害救助法の適用基準」によれば、「災害が発生し、住家等への被害が生じた場合のほか、生命・身体への危害が生じた場合(おそれ含む)には、災害救助法の適用が可能となるので、各都道府県及び救助実施市においては、災害の状況について細心の注意を払い、発生時間が深夜など、被害の程度が不明確な状況でも、災害が発生している可能性がある場合には適用に関して躊躇な

く、前広に内閣府に相談すること。併せて、避難所の開設についても早期に行ってもらうとともに、都道府県と各市町村における被害の状況等の情報共有に万全を期すこと」であるとか、「法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な4号基準による適用を積極的に進めるべき」「法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織(環境)づくりが重要」との記述が盛り込まれた(図1)。

ここまで丁寧な説明スライドをもとにすれば、「多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする」との内閣府令をどのように解釈すべきかの方向性やイメージがだいぶ明らかになってきているといえ、法的思考力による「あてはめ」をするに当たっての参考資料として十分に機能しうる。ただし、説明スライドには、具体的な過去の災害事例が記述されているわけではなく、抽象的な解釈指針の記述にとどまるので、ケーススタディなどの素材として利用することができないのが難点である。

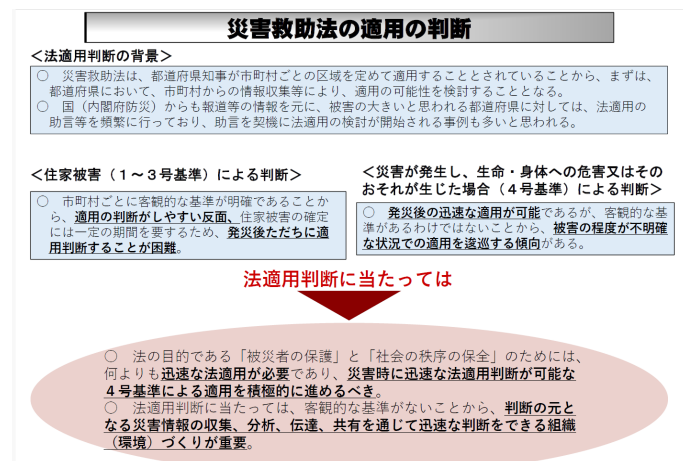


図1 災害救助法の適用判断(内閣府資料より抜粋)

4. 令和5年8月の内閣府事務連絡の背景

(1) 令和5年8月31日付内閣府事務連絡とは

内閣府(防災担当)は、2023年8月31日付で「災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の迅速な適用について」と題する事務連絡を都道

府県及び救助実施市へ発出した。これまでの災害救助法、同施行令、内閣府令、災害救助事務取扱要領、説明スライド資料では不足していた部分を補完すべく、「都道府県知等において4号基準の適用を積極的に検討すべきと考えられる場合を一例として示した」ものである。これでやっと、法的思考力をもとに「あてはめ」を行う際に参照できる「事実」が何かについて一定のヒントを得ることができるようになったといえる。事務連絡の具体的内容については後述5.で記述する。

(2) 令和5年の台風及び豪雨で生じた格差

2023年5月31日から6月2日頃までにかけて梅雨前線と台風第2号が日本列島に接近し、各地で豪雨災害が起きた。特に茨城県、埼玉県、静岡県、愛知県、和歌山県の被害が顕著で、全国的には合計8000棟以上の住家が被害を受けた。静岡県内では合計700棟以上の住家被害があったが、災害救助法の適用については市によって格差が生じた。この点については静岡新聞が次のように詳細な調査報道している。「台風2号による豪雨時、浜松や磐田など県内5市が災害救助法の適用を県に求めたものの、適用されたのは磐田のみで、他の4市は見送られていた」⁽⁸⁾という事情が判明した。また、「6月2日の台風2号で、警戒レベルが最も高い「緊急安全確保」を一部地域に発令していた沼津市が、災害救助法の適用を見送っていた」「市西部の高橋川は2日夜から3日未明まで、氾濫危険水位を超えていた。実際、同川や沼川は越水し西添町を中心に浸水被害が発生した。地元で災害対応をしていた同町の…は床上浸水した自宅に急きょ戻り、真夜中に妻と愛犬をゴムボートに乗せて避難させた。市内の床上浸水は計129棟で、大半は西部地域だった。市がそうした状況を把握できたのは「夜が明けてから」(危機管理課)だった」⁽⁹⁾。静岡県内で最も深刻なレベルの被害が発生していたにもかかわらず、沼津市では災害救助法の適用に至らなかった実態が明らかになったのである。

静岡新聞にコメントをした静岡県弁護士会所属の

永野海弁護士も、災害救助法の適用要件が抽象的でわかりにくいことが災害救助法の適用に至らなかった原因であること及び自治体が災害救助法適用要件に関して平時から敏感になって情報交換を行うことが重要である旨を指摘しているところである⁽⁸⁾。令和5年8月の内閣府事務連絡もこのような基礎自治体、都道府県、国(内閣府)との間のコミュニケーション不足が深刻な事態を招くことを懸念して発出された背景がある。

5. 令和5年8月内閣府事務連絡の内容

(1) 4号基準を積極的に検討すべき場面

事務連絡は、「下記の1から3をすべて満たす場合、または、1を満たし、かつ、2又は3のいずれかを満たす場合には、法による応急的な救助が必要であると考えられるため、4号基準に基づく法の積極的な適用についてご検討いただきたい」としたうえで、次の3項目を示した。

1. 「都道府県災害対策本部」及び「市町村災害対策本部」が設置されていること。

2. 災害により、現に住家被害が発生している、又は、発生する(発生している)蓋然性が高いこと

3. 原則として避難所(*)が開設され、避難生活が継続すると見込まれること。

(*) 避難所が開設されていない場合でも、大規模な停電・断水、集落の孤立等が発生した事実を都道府県知事等が覚知し、かつ、それらの復旧・解消に一定期間を要することが見込まれること

なお、事務連絡では、留意事項として「下記以外の場合に4号基準の適用を排除する趣旨ではないことにご留意いただきたい」との記述もみられる。事実を法令に「あてはめ」することで結果を導き出す作業は一度として同じ場面がないのであるから、このようなマインドセットを持っておくことも正しく「法的思考力」を養う上で重要な視点である。

(2) 具体的なチェック項目の例

事務連絡は、「2. 災害により、現に住家被害が発生している、又は、発生する（発生している）蓋然性が高いこと」についての「具体的なチェック項目の例」として、

・現に住家被害が発生している ⇒ 都道府県知事等において、直接又は間接を問わず、住家被害（倒壊・流出・浸水等）が発生した事実を覚知していること

・住家被害が発生する蓋然性が高い ⇒ 気象の状況から災害の切迫性が高まっていること（少なくとも、気象庁から「特別警報」が発令され、又は、市町村長から「緊急安全確保」が指示されている場合には適用を検討）

・住家被害が発生している蓋然性が高い ⇒ 震度6以上の地震が発生したこと

との事実が記載されている。その「考え方」として「面的な広がりを持つ災害（地震、浸水等）の場合には、1棟でも住家被害が発生した事実があれば、その周辺の住家にも同様の被害が生じている蓋然性が高いことから、都道府県都知事等において、直接又は間接を問わず、そうした事実を覚知している場合は、4号基準の適用を検討すべきと考えられる」など、かなり踏み込んだ「あてはめ」の一例を示している。

「3. 原則として避難所が開設され、避難生活が継続すると見込まれること」についての「具体的なチェック項目の例」としては、

・一定規模の住家被害が発生していること

との事実が記載されている。その「考え方」として「電力会社等からの情報、今後の気象予報、人的・物的資源の状況等から、大規模な停電・断水、集落の孤立等が発生しており、かつ、それらの復旧・解消に一定期間を要すると見込まれる場合は、多数の者が継続的に救助を必要とする蓋然性が高いことから、4号基準の適用を検討すべきと考えられる」との記載もみられる。これは、令和元年房総半島台風の際に、千葉県による災害救助法の適用の判断までに約3日

間もの遅れが生じてしまったことの反省から記述されているものと推察される。

6. 技術的助言の活用で法的思考力を養う

災害救助法の適用要件に限らず、「規範的要件」に様々な事実を総合的に考慮して「あてはめ」たうえで法律条文への該当性を検討する作業にこそ、「法的思考力」が最も試される。単に法令の条文と定量的な条件だけを覚えておくのとは全く異なる準備と訓練が必要となる。災害救助法の適用場面では、国が「4号基準」の積極的活用を促す見解を示すことに永い年月がかかってしまったが、事務連絡においてかなり踏み込んだ見解を開示したことで、現場における法的思考による判断の在り方が相当程度補完できたものと考えられる。このような国の技術的助言を生かすこともまた、法的思考力を鍛えるのに有用だといえる。

私人間の争い（例えば民法第717条第1項の「瑕疵」に関する判断の争い）については、裁判所による「判例」が相当件数蓄積されており、関連する文献も多い。これらを参照することは法的思考力を養う上で極めて有益な資料を提供してくれる。

しかし、直接住民の権利義務に関連する処分を実施する場合はともかくも、行政機関による日々の業務上の政策判断の是非に関しては、裁判例が十分に蓄積されているとは言い難い。災害対策業務であれば尚更である。法令の趣旨に立ち返って判断の方向性を確認すること、そして政府が示した政令、省令、告示、指針、ガイドライン、通知、事務連絡等をもれなく参照し、そこに現れている具体的な事例に着目することで、自らの法的思考力を鍛え、正しく事実を法令にあてはめることを目指す必要があるのではないだろうか。

補注

- (1) 末広巖太郎著・佐高信編（2012）『役人学三則』岩波書店の149-162頁に収載された「新たに法学部に入学された諸君へ」による。
- (2) 中村健人（2022）『自治体職員のための問題解決力があがる法的思考の身につけ方』第一法規。著者は弁護士かつ自治体職員であり同書で、法的思考とはセンスや精神論

ではないと明記している。

- (3) 岡本正 (2014) 第1部第1章で東日本大震災、同 (2018) 第3部第3章で熊本地震、同 (2023) 第2部第1章で西日本豪雨、同第2章で令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風等の事例を詳細に分析。
- (4) 災害ADR (震災ADR) については、岡本正 (2014) 第2部第1章、同 (2018) 第3部第3章、同 (2023) 第2部第1章等で詳述。
- (5) 災害関連死と災害弔慰金の支給をめぐる公共政策上の論点について、岡本正 (2018) 第2部第4章、同 (2023) 第2部第7章で詳述。
- (6) 個人情報保護法制2000個問題や個人情報保護法改正による法制度一元化に至る経緯、及び内閣府「防災分野の個人情報の取扱いに関する指針」策定に至る経緯等については岡本正 (2023) 第2部第6章にて詳述。
- (7) 災害救助法の適用に関する課題について、令和元年台風第15号 (令和元年房総半島台風) における千葉県の災害救助法適用に至る経緯や政策上の課題も含め、岡本正 (2023) 第2部第5章で詳述。
- (8) 静岡新聞 (2023年8月10日) 「6月の台風2号 県に適用求めたものの…浜松など4市「救助法」見送りに」
- (9) 静岡新聞 (2023年8月19日) 「6月台風2号 沼津市が休場法適用見送り判断 住民は疑問視「被害 真剣に考えて」」

参考文献

- 1) 岡本正 (2022a) 「法曹有資格者等の採用」『自治体ガバナンスを支える法務人材・組織の実践』日本都市センター pp.45-63
- 2) 岡本正 (2022b) 「災害対応分野における法的思考と法務人材」『自治体ガバナンスを支える法務人材・組織の実践』日本都市センター pp.147-174
- 3) 岡本正 (2023a) 「『防災分野における個人情報の取扱いに関する指針』の実務対応～災害と個人情報についての基礎研修の重要性～」自治実務セミナー2023年6月号 pp.46-51
- 4) 岡本正 (2023b) 『災害復興法学Ⅲ』慶應義塾大学出版会
- 5) 岡本正 (2018) 『災害復興法学Ⅱ』慶應義塾大学出版会
- 6) 岡本正 (2014) 『災害復興法学』慶應義塾大学出版会